

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名          |
|-------|---------------|
| 32    | 母子の健康管理に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、母子の健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

京都府福知山市長

## 公表日

令和5年4月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  |   |
|---|---|
| ①事務の名称  | 母子の健康管理に関する事務   |
| ②事務の概要  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給</li> <li>・母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業</li> <li>・子ども・子育て支援法に基づく養育支援訪問事業</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務</li> <li>・福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業</li> <li>・福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業</li> <li>・福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業</li> <li>・福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業</li> <li>・福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業</li> <li>・福知山市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱による骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業</li> <li>・福知山市新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業実施要綱に基づく新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業</li> <li>・福知山市産後ケア事業実施要綱に基づく産後ケア事業</li> </ul>        |
| ③システムの名称  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康かるて</li> <li>・団体内統合宛名番号連携サーバー</li> <li>・自治体中間サーバー</li> <li>・京都府・市町村共同電子申請システム</li> </ul>  |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種ファイル</li> <li>・母子保健ファイル</li> <li>・不妊治療ファイル</li> </ul> |   |
| 3. 個人番号の利用  |   |
| 法令上の根拠  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、94の項</li> <li>第9条第2項</li> </ul> </li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第一省令第10条、第40条</li> </ul> </li> <li>・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の2.3.6.7.9.10.11.12.13.14.15.17の項及び別表第2の2.4.9.10.11.12の項</li> </ul>   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  |   |
| ①実施の有無  | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 実施する<br/> 2) 実施しない<br/> 3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠   | <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・16の2の項、16の3の項、56の2の項、69の2の項</li> </ul> </li> <li>【別表第二における情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・16の2の項、17の項、18の項、19の項、56の2の項、69の2の項</li> </ul> </li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) <ul style="list-style-type: none"> <li>【情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条第8号、第38条の3</li> </ul> </li> <li>【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12条の2第2号、第12条の3、第13条第1号、第13条の2、第30条第8号、第38条の3</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |   |
| ①部署   | 福祉保健部 子ども政策室  |
| ②所属長の役職名  | 子育て包括・児童館担当次長   |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <b>6. 他の評価実施機関</b>              |  |
|                                 |  |
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |  |
| 請求先                             | 市民総務部 市民課<br>〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1<br>電話 0773-24-7027   |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b> |  |
| 連絡先                             | 福祉保健部 子ども政策室<br>〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地<br>電話 0773-24-7055 |

## II しきい値判断項目

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
| <b>1. 対象人数</b>                         |                 |  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点     |  |
| <b>2. 取扱者数</b>                         |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点     |  |
| <b>3. 重大事故</b>                         |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

|                          |
|--------------------------|
| <b>しきい値判断結果</b>          |
| <b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b> |

## IV リスク対策

|   |                                |  |
|---|--------------------------------|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                      |                                |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |                                | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                     |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |                                |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                   | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                              |                                |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない |                                |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)            |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |                                |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |                                |  |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |                                |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

変更箇所

変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 平成31年4月26日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給</li> <li>・母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務</li> <li>・福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業</li> <li>・福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業</li> <li>・福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業</li> <li>・福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業</li> <li>・福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業</li> <li>・福知山市産後ケア事業実施要綱に基づく産後ケア事業</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給</li> <li>・母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談</li> <li>・子ども・子育て支援法に基づく養育支援訪問事業</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務</li> <li>・福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業</li> <li>・福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業</li> <li>・福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業</li> <li>・福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業</li> <li>・福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業</li> <li>・福知山市産後ケア事業実施要綱に基づく産後ケア事業</li> </ul>   | 事後   |           |
| 平成31年4月26日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康かるて</li> <li>・団体内統合宛名番号連携サーバー</li> <li>・自治体中間サーバー</li> <li>・京都府・市町村共同電子申請システム</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康かるて（現行システム：平成31年9月30日まで稼働、次期システム：平成31年10月1日から稼働）</li> <li>・団体内統合宛名番号連携サーバー</li> <li>・自治体中間サーバー</li> <li>・京都府・市町村共同電子申請システム</li> </ul>   | 事前   |           |
| 平成31年4月26日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<br/>第9条第1項 別表第一の10の項、49の項<br/>第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）<br/>別表第一省令第10条、第40条</li> <li>・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の2.3.6.8.9.10.11.12.13.15の項及び別表第2の2.4.9.10.11.12の項</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<br/>第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、94の項<br/>第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）<br/>別表第一省令第10条、第40条</li> <li>・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の2.3.6.8.9.10.11.12.13.15の項及び別表第2の2.4.9.10.11.12の項</li> </ul>  | 事後   |           |
| 平成31年4月26日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名    | 子育て包括担当次長 芦田 雅子   | 子育て包括・児童館担当次長   | 事後   |           |
| 平成31年4月26日 | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か         | 平成30年4月1日 時点  | 平成31年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 平成31年4月26日 | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か         | 平成30年4月1日 時点  | 平成31年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 平成31年4月26日 | IV リスク対策                                   |   | 追記  | 事後   |           |
| 令和1年9月30日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給</li> <li>・母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談</li> <li>・子ども・子育て支援法に基づく養育支援訪問事業</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務</li> <li>・福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業</li> <li>・福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業</li> <li>・福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業</li> <li>・福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業</li> <li>・福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業</li> <li>・福知山市産後ケア事業実施要綱に基づく産後ケア事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給</li> <li>・母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談</li> <li>・子ども・子育て支援法に基づく養育支援訪問事業</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務</li> <li>・福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業</li> <li>・福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業</li> <li>・福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業</li> <li>・福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業</li> <li>・福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業</li> <li>・福知山市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱による骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業</li> <li>・福知山市産後ケア事業実施要綱に基づく産後ケア事業</li> </ul> | 事前   |           |
| 令和1年9月30日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康かるて（現行システム：平成31年9月30日まで稼働、次期システム：平成31年10月1日から稼働）</li> <li>・団体内統合宛名番号連携サーバー</li> <li>・自治体中間サーバー</li> <li>・京都府・市町村共同電子申請システム</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康かるて</li> <li>・団体内統合宛名番号連携サーバー</li> <li>・自治体中間サーバー</li> <li>・京都府・市町村共同電子申請システム</li> </ul>  | 事前   |           |



# 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 令和1年9月30日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、94の項</li> <li>第9条第2項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第10条、第40条</li> <li>福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の2.3.6.8.9.10.11.12.13.15の項及び別表第2の2.4.9.10.11.12の項</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、94の項</li> <li>第9条第2項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第10条、第40条</li> <li>福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の2.3.6.8.9.10.11.12.13.14.16の項及び別表第2の2.4.9.10.11.12の項</li> </ul>  | 事前   |           |
| 令和1年11月15日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給</li> <li>母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談</li> <li>子ども・子育て支援法に基づく養育支援訪問事業</li> <li>児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務</li> <li>福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業</li> <li>福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業</li> <li>福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業</li> <li>福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業</li> <li>福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業</li> <li>福知山市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱による骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業</li> <li>福知山市産後ケア事業実施要綱に基づく産後ケア事業</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給</li> <li>母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業</li> <li>子ども・子育て支援法に基づく養育支援訪問事業</li> <li>児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務</li> <li>福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業</li> <li>福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業</li> <li>福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業</li> <li>福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業</li> <li>福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業</li> <li>福知山市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業実施要綱による骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業</li> <li>福知山市産後ケア事業実施要綱に基づく産後ケア事業</li> </ul> | 事前   |           |
| 令和1年11月15日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項)</li> <li>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)</li> </ul> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項)</li> <li>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(17の項)</li> <li>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項)</li> <li>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(19の項)</li> <li>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務」が含まれる項(56の2の項)</li> </ul> | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16の2の項、16の3の項、56の2の項、69の2の項</li> </ul> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16の2の項、17の項、18の項、19の項、56の2の項、69の2の項</li> </ul> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条第3号、第38条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第12条の2第2号、第12条の3、第13条第1号、第13条の2、第30条第8号、第38条の3</li> </ul>               | 事前   |           |
| 令和3年9月1日   | II しいき値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 平成31年4月1日 時点  | 令和3年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和3年9月1日   | II しいき値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 平成31年4月1日 時点  | 令和3年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和3年9月1日   | I 関連情報<br>4. 情報連携<br>②法令上の根拠                  | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二   | 事前   |           |







